

令和 8 年第 7 回会津若松市農業委員会 総会議事録

- 1 日 時 令和8年7月16日（木）午後1時30分
- 2 場 所 会津若松市生涯学習総合センター 多目的ホール
- 3 委 員 農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 19名

1 番委員	長谷川 泰道	2 番委員	大竹 吉弘	3 番委員	古川 正俊
4 番委員	春日部 一視	5 番委員	荒井 重隆	6 番委員	大島 光信
7 番委員	庄司 遼	8 番委員	二瓶 正貴	9 番委員	多田 善信
10 番委員	室野井 建一	11 番委員	渡部 一夫	12 番委員	折笠 康裕
13 番委員	佐野 和枝	14 番委員	武田 久美子	15 番委員	星 俊典
16 番委員	渡邊 直也	17 番委員	手代木 久司	18 番委員	佐々木 隆夫
19 番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1 番委員	梶内 徳仁	2 番委員	中島 吉郁	3 番委員	渡部 義勝
4 番委員	長谷川 幸栄	5 番委員	山田 千代志	6 番委員	田代 新一
7 番委員	齋藤 俊紀	8 番委員	渡部 清	9 番委員	平塚 与八
10 番委員	高橋 一浩	11 番委員	島影 盛継	12 番委員	本田 武史
13 番委員	菅井 洋一	14 番委員	佐藤 恒男	15 番委員	渡部 政治
16 番委員	高橋 一美	17 番委員	渡部 裕末	18 番委員	奈良橋 渉

- 5 欠席した農業委員 0名

欠席した農地利用最適化推進委員 0名

- 6 出席した事務局職員

事務局長	生江 隆	事務局次長	加藤 高弘	主事	三崎 由香里

- 7 出席した執行機関職員（農政部農政課）

主事	兼子 唯杜				
----	-------	--	--	--	--

議長（会長）	只今より、会津若松市農業委員会令和8年第7回総会を開会いたします。 本日、出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。 また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。 次に、本日の会議日程について申し上げます。 日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 署名委員については、総会会議規則第21条第2項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員18番、佐々木 隆夫 委員、同じく2番、大竹 吉弘 委員、以上2名の方をご指名申し上げます。
議長（会長）	それでは議事に入ります。 はじめに、議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の2ページをお開きください。 議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。 この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、神指班担当委員より1番と2番について報告願います。
（農業委員3番） 古川 正俊 委員	農業委員3番、古川より、議案第27号の1番と2番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 1番の案件は、農業者への使用貸借による権利の設定について、 2番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について、許可しようとするものです。 なお、現地調査は、7月11日午前8時から、神指班委員2名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、門田班担当委員より3番について報告願います。
（農業委員7番） 庄司 遼 委員	農業委員7番、庄司より、議案第27号の3番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 3番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について、許可しようとするものです。

(農業委員 7 番) 庄司 遼 委員	なお、現地調査は、7 月 13 日午前 11 時から、門田班委員 4 名が、農地法第 3 条第 2 項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	最後に、大戸班担当委員より 4 番について報告願います。
(農業委員 2 番) 大竹 吉弘 委員	農業委員 2 番、大竹より、議案第 27 号の 4 番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 4 番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について、許可しようとするものです。 なお、現地調査は、7 月 12 日午前 8 時 30 分から、大戸班委員 2 名が、農地法第 3 条第 2 項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 （なしの声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 27 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 27 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については許可するものと決せられました。
議長（会長）	次に、議案第 28 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 7 ページをお開きください。 議案第 28 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてであります。 この案件は、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、本件については、農地部及び門田班担当委員との合同調査となっておりますので、農地部から調査報告を求めます。
農地部長 (農業委員 12 番) 折笠 康裕 委員	農地部より、報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。この案件につきましては、農家住宅の改修を計画するものです。 農地区分は、第 2 種農地のその他に該当することから、許可可能なものがあります。 現地調査につきましては、7 月 13 日、午前 10 時 15 分から、農地部 3 名、門田班委員 3 名、事務局 1 名の計 7 名で、実施した経過にあり、農振法は手続き不要、都市計画法及び土地改良区は協議済であり、転用目的実現の確実

	性など、許可要件の一般基準に照らし、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	農地部の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 （なしの声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 28 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 28 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。
議長（会長）	次に、議案第 29 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 9 ページをお開きください。 議案第 29 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてであります。 この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、本件については、農地部及び堂島班担当委員との合同調査となっておりますので、農地部会から調査報告を求めます。
農地部長 （農業委員 12 番） 折笠 康裕 委員	農地部より、報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、東京電力リニューアブルパワー株式会社が管理している、大和田堰水路の一部区間について漏水対策工事の実施に伴い、工事車両用の駐車場及び現場事務所等を設置するため一時転用するものです。 農地区分については、農用地区域内農地ではありますが、申請事業であるかんがい用水路の改修工事は、一時転用事業であることから、転用許可可能なものであります。 現地調査につきましては、7 月 13 日、午前 9 時 30 分から、農地部 3 名、堂島班委員 3 名、事務局 1 名の計 7 名で、実施した経過にあり、農振法は手続き不要、都市計画法及び土地改良区は協議済であり、転用目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長） （農業委員 18 番） 奈良橋 渉 委員	農地部の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 （ありの声あり） はい、議長。

議長（会長）	はい、農業委員 18 番、奈良橋委員。
（農業委員 18 番） 奈良橋 渉 委員	はい、期間は、いつからいつまでですか。
農業委員会事務局	はい、一時転用となる期間でございますが、許可日から令和 8 年 12 月 23 日までの申請となっております。
議長（会長）	よろしいでしょうか。
（農業委員 18 番） 奈良橋 渉 委員	承知しました。
議長（会長）	では、他にご質問等はございませんか。 （なしの声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 29 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 29 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。
議長（会長）	次に、議案第 30 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 11 ページをお開きください。 議案第 30 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において、市町村が農用地利用集積等促進計画案を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聴くものとすると規定されており、令和 8 年 7 月 2 日付け、8 農政第 541 号にて会津若松市長より意見を求められております。詳細につきましては、農政部よりご説明申し上げます。
議長（会長）	次に、農政部の詳細説明を求めます。
農政部農政課	日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 議案第 30 号農用地利用促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。 7 月総会の案件は、農地中間管理権の新規設定が 10 件、再設定が 7 件となり、対象となる地域計画のエリアは 4 地区です。 12 ページをご覧ください。農地中間管理権の新規設定となります。 エリアの内訳につきましては、神指地区、大戸地区、荒井地区、舘ノ内地区、になります。

(農業委員 13 番) 佐野 和枝 委員	詳細につきましては、議案書記載のとおりであり、相続税の納税猶予の特例の適用を受けている申請人が、引き続き納税猶予の適用を受けるため、納税猶予の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明書を交付しようとするものです。調査月日は、7月13日午前10時より、南四合・町北班担当委員3名が、申請書記載内容の確認や現地調査等を実施した結果、対象農地の譲渡や違反転用、遊休化等もなく、適切に管理されていることを確認し、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	南四合・町北班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございますか。 (なしの声あり)
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第31号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、引き続き農業経営を行っている旨の証明書及び引き続き特定貸付を行っている旨の証明書の交付については、これを交付することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第31号については、原案のとおり決せられました。 (退席した委員が入室)
議長（会長）	次に報告に移ります。 報告第24号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、 報告第25号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、 報告第26号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、 報告第27号、各種証明に係る交付事務については、一括して事務局から報告願います。
農業委員会事務局	総会資料の24ページ、25ページをお開きください。 報告第24号、農地法第3条の3の規定による届出の受理についてであります。届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。これらの7案件につきましては、番号2は時効取得、その他はすべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認めたものです。 次に、総会資料の26ページをお開きください。 報告第25号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理についてであります。 届出の詳細は、議案書に記載のとおりであり、書類審査の結果、受理相当と認めたものです。 なお、備考欄の留意事項のとおり都市計画法上の意見が付されております。 次に、総会資料の29ページをお開きください。 報告第26号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理についてであります。 届出の詳細は、議案書に記載のとおりであり、書類審査の結果、受理相当と認めたものです。

農業委員会事務局 議長（会長）	なお、備考欄の留意事項のとおり都市計画法並びに建築基準法上の意見が付されております。 次に、総会資料の 31 ページをお開きください。 報告第 27 号 各種証明に係る交付事務についてであります。 詳細につきましては、議案書に記載のとおりであります。 この案件につきましては、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、農地の地目変更に係る登記手続のため証明書を交付するものであり、事実と相違ないことを確認できたことから、申請者に証明書を交付したものです。 以上、報告第 24 号から第 27 号については、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し、同条第 2 項により報告するものであります。報告は以上です。 報告第 24 号から第 27 号については、報告のとおりご了承承願います。 以上で、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。 （午後 2 時 05 分閉会を宣言する）
-------------------------------	--

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和 8 年 7 月 19 日

会津若松市農業委員会会長 渡 部 政 美

農業委員 1 8 番 佐々木 隆 夫

農業委員 2 番 大 竹 吉 弘